

議案第 76 号

ひたちなか市乳児等通園支援事業に関する条例制定について

ひたちなか市乳児等通園支援事業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市乳児等通園支援事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。
- (3) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (4) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。
- (5) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う利用乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第3条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。